

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。採用については、有効かつ安全な品質の薬剤情報の収集及び安定供給の確保、当院の定める条件を満たした医薬品の採用を原則としております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が困難である状況が続いております。当院では医薬品の供給不足が発生した場合に、処方変更等に関して、適切な対応ができる体制の整備に努めています。

状況によっては、処方薬が変更となることがございます。変更にあたって、ご不明な点やご不安な点などありましたら、医師・薬剤師へご相談ください。

ご理解とご協力の程お願いいたします。